

「東京都気候変動対策方針」に対する意見

2007年9月20日
(社)日本経済団体連合会
常務理事 永松 恵一

1. 「東京都気候変動対策方針」全般について

今般、大気汚染問題等の解決に実績をあげてきた東京都が、政府に先んじて追加的な地球温暖化対策を明示したことは、同じく京都議定書の策定を待たず、環境自主行動計画に先進的に取り組んできた日本経団連として、その姿勢を評価する。真に実効性ある対策づくりに向け、経団連としても最大限協力していく考えである。

しかし、現在、政府は京都議定書の目標達成に向けた諸施策を検討しており、国と自治体が整合性のない施策を行えば、産業界、都民の混乱を招くとともに、過大な負担を課すこととなるため、具体策の検討にあたっては、政府施策との整合性に十分留意すべきである。

2. 大規模CO₂排出事業所(ビル、工場等)に対する削減義務と排出量取引制度の導入について

- (1) 大規模事業所に対する排出枠の設定を前提とした排出量取引制度の導入については、各所毎に生産や営業活動の実態が異なる中で、公平な削減レベルを設定すること自体、極めて困難であり、反対である。全国で事業を展開している企業は、全国的な視点でコスト効果的な対策を効率的に進めているため、東京都が独自に排出削減義務を課すことにより対策の効率性が損なわれるとともに、他の自治体での排出量が増え、結果的に全国レベルでの排出量が増加するおそれがある。
- (2) むしろ、2005年に東京都が全国に先駆けて開始した「地球温暖化対策計画書制度」の下、事業所毎の排出実態や問題点が把握可能となっている環境を活かし、①対策が不十分な事業所を含め、全ての調査対象を公表することや、②企業の追加的な対策を発揚させるよう、エネルギー効率による合理的な評価基準の検討に重点を置くべきである。

特に、評価基準について、都の指摘の中に「全体の4分の3程度の事業所(A評価、A+評価の事業所)は、過去の削減率が比較的大きくないため、

削減余地が大きいと考えられるが、計画期間中の削減目標は平均で3～4%に留まっている。」とある。しかし、企業によるCO₂削減の努力は70年代のオイルショック以降、長期間にわたって続けられており、過去数年の削減率だけをみて、削減余地が大きいと判断するのは不合理である。事業所の取組み状況に対する評価は、長年の省エネ努力の成果をはじめ、残された削減ポテンシャル、CO₂排出効率（生産量や延床面積あたり等の指標）などに基づいて、総合的に行うのが合理的である。

現時点では、評価に必要なデータの収集や将来の削減ポテンシャルの測定手法の整備等がなされていないため、今後は、産官学が協力して、①過去の取組みの評価、②削減ポテンシャルの測定、③不十分な対策の特定、④対策を講じるうえでの障害の特定と克服策の開発、⑤実践段階の支援策等を検討すべきである。こうした実効ある評価制度の確立に向けて、日本経団連としても積極的に協力をしていく所存である。

3. 家庭のCO₂削減について

- (1) 家庭部門からのCO₂排出については、需要サイドである国民の意識改革と供給サイドである企業の技術革新が有機的に結びつき、好循環が形成されることによる削減ポテンシャルは極めて大きい。「白熱球一掃作戦」を契機に、都民の意識改革と省エネ家電の普及拡大に注力する方針を評価する。
- (2) しかし、国民の意識改革の裾野を広げるためには、全国規模で対策が講じられることが重要である。サマータイムは、照明や冷房の稼働時間の短縮をはじめとする直接的な効果が期待されるほか、年2回の時間の切り替えに際し、国民が温暖化問題をより身近に考える貴重な機会として活用できる。ライフスタイル変革の重大な契機となりうるサマータイムの早期実現に向けて、東京都がイニシアティブを発揮していただきたい。

以 上